

【動力プレスของ金型等の取付け、取外し又は調整の業務】

特別教育（学科のみ）

労働安全衛生法第59条の定めるところにより、労働安全衛生規則第36条に該当する動力プレス金型等取扱業務は、特別教育規程に基づいた『動力プレスของ金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育』を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施致します。

実技教育は事業所で、法で定める教育を実施願います。

法令根拠：安全衛生法第59条 安衛則第36条第2号

1. 日時・場所

回	日 程	時 間	会 場
第1回	2019年 5月10日（金）	9:15～18:40	若松市民会館 （JR若松駅前） 2階 第三集会室
第2回	2019年11月22日（金）		

2. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年4月1日～9月30日まで（消費税8%を含む） (単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,640	1,080	9,720
一 般	10,800		11,880

2019年10月1日以降（消費税10%を含む） (単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,800	1,100	9,900
一 般	11,000		12,100

3. カリキュラム

講 習 内 容	時 間
プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	2.0時間
プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	2.0時間
プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識	3.0時間
関係法令	1.0時間

4. 申込み方法：

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

5. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名	生年月日	現住所	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
所属 事業所	所在地	〒 都 道 府 県	
	事業所名 (印不要)	業 種 製造業 建設業 その他	
	TEL	FAX	
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)	
		(FAX)	
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日	年 月 日
		受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]			
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報(電話番号、住所等)は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

実技教習

学科教習後に安全衛生特別教育規程に基づき次の内容にて実技教育を実施し、教育実施記録に証明印(社印)を押印し保存しておいて下さい。

1. プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整について2時間以上

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿